3　地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十七年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第一項	、当該各徴収取扱費算定期間内	、平成二十七年九月に社会保障の安定財源の確保等を図る地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の二十二第一項第一号の規定により読み替えて適用される地方税法第七十二条の二十二第一項第一号に規定する当該各徴収取扱費算定期間内（以下この条及び附則第六条の十一において「当該各徴収取扱費算定期間内」という。）に地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法第七十二条の百四第三項の規定により読み替えて適用される地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等に相当する額が当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内
第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第二項	地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「二十七年旧地方税法」という。）第七十二条の百四第三項（法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等に相当する額が当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内の二十二分の十）	地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「二十七年旧地方税法」という。）第七十二条の百四第三項（法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等に相当する額が当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内の十分の十）
	旧地方税法	地方税法等改正法
	当該徴収取扱費算定期間内	（当該各徴収取扱費算定期間内）
	還付金等に相当する額が当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	（法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等に相当する額が当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内の二十二分の十）
	当該徴収取扱費算定期間内	（同年十月及び十一月）
	還付金等が当該徴収取扱費算定期間内に	（一部施行日以後に還付された法第七十二条の百四第三項）
	同年十月及び十一月	平成二十七年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に二十日までに納付された地方税法第七十二条の百四第三項に規定する旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等に相当する額が当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内の十分の十
	額）との合計額	との合計額の十七分の十
	旧法還付金等及び還付金等が同年十二月から平成二十八年二月までの徴収取扱費算定期間内に還付金等として	旧法還付金等及び還付金等が同年十二月から平成二十八年二月までの徴収取扱費算定期間内に還付金等として